

鈴鹿市議会基本条例

平成 24 年 7 月 2 日
条例第 24 号

改正 平成 25 年 2 月 22 日 条例第 3 号
平成 30 年 3 月 23 日 条例第 15 号

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則 (第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 議会と市民の関係 (第 4 条―第 7 条)
- 第 4 章 議会と執行機関との関係 (第 8 条―第 10 条)
- 第 5 章 議会の組織及び会議の運営 (第 11 条―第 23 条)
- 第 6 章 議員の政治倫理及び報酬 (第 24 条・第 25 条)
- 第 7 章 政務活動費及び議員研修 (第 26 条・第 27 条)
- 第 8 章 最高規範性及び見直し手続 (第 28 条・第 29 条)

附則

鈴鹿市議会 (以下「議会」という。) は、鈴鹿市民 (以下「市民」という。) から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長 (以下「市長」という。) と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論を通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) の規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関 (以下「市長等」という。) との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、団体意思の決定機関として、及び市長等の監視・評価機関として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 市民参加の機会の拡充等により、市民の意見を把握し、市政に反映できるように努めること。
- (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民全体の福祉の向上を図るため、議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の意見を適確に把握し、自己の意思形成に反映させ、議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
- (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

第3章 議会と市民の関係

(情報共有)

第4条 議会は、議会の活動に関し、その意思形成過程が明らかとなるよう、市民に対し情報を公開し、市民との情報共有に努めるものとする。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議の公開のほか、全ての会議を原則公開とする。

(報告会等)

第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

(市民意見の反映)

第7条 議会は、議会活動に関し、さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては委員長の許可を得て反問することができる。

3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果

(2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠

(3) 関係する法令、条例等

(4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

(予算及び決算における政策説明)

第 10 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

第 5 章 議会の組織・会議の運営

(議員定数)

第 11 条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

2 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(会派)

第 12 条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

(議会運営と合意形成)

第 13 条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(通年議会)

第 14 条 議会は、定例会の回数を年 1 回とし、会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(専門的知見の活用)

第 15 条 議会は、法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、その結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第 16 条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

(公聴会等)

第 17 条 委員会は、法第 109 条第 5 項において準用する法第 115 条の 2 第 1 項に規定する公聴会の制度及び同条第 2 項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

(請願趣旨の聴取)

第 18 条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

(議会広報広聴の充実)

第 19 条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

(政策の立案及び提言)

第 20 条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

(調査機関の設置)

第 21 条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会図書室)

第 22 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 23 条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第 6 章 議員の政治倫理及び報酬

(政治倫理)

第 24 条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

(議員報酬)

第 25 条 議員報酬（法第 203 条第 1 項に規定する議員報酬をいう。）の見直しを提案するに当たっては、法第 74 条第 1 項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

第 7 章 政務活動費及び議員研修

(政務活動費)

第 26 条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派（所属議員が 1 人の場合を含む。）及び議員は、条例に規定する使途基準に従い政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実)

第 27 条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第 8 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 28 条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃す

る場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第 29 条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 22 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

(鈴鹿市議会定例会条例の廃止)

2 鈴鹿市議会定例会条例 (昭和 31 年鈴鹿市条例第 9 号) は、廃止する。